

## 介護のための休暇等について

(H17.11.28 作成 八戸市小中学校事務支援室 加藤美子)

### 特別休暇（子の看護休暇）、及び看護義務免について

介護休暇をとるまでもなく数日の場合は次の休暇及び義務免をとることができます。

特別休暇（子の看護休暇）……小学校就学前の子を看護（負傷や疾病にかかった場合の世話を行なうこと）するための休暇で、1年（暦年）において5日の範囲内の期間。1日、半日又は1時間を単位とする。1時間を単位とした場合、8時間をもって1日に換算する等、扱いは年次休暇と同様。

1. 特別休暇簿に記入し、職員の場合は校長に、校長の場合は教育長に届け出る。

看護義務免……小学校就学前の子どもを除き、配偶者、一親等の血族及び姻族、同居の二親等の血族及び姻族の看護をするための義務免で、1年（暦年）において3日の範囲内の期間。1日、半日又は1時間を単位として免除する。1時間を単位とした場合、8時間をもって1日に換算する等、扱いは年次休暇と同様。

1. 職務専念義務免除承認申請書に①～③のいずれかを添付し、校長を経て教育長に提出。
  - ① 医師の診断書
  - ② 患者氏名、初診月日、医療機関が記載されている「共済組合員証等」、「診察券」、「領収証」。
  - ③ その他事実が証明できる文書※ 緊急を要する場合等やむを得ない事由により、あらかじめ手続することができない場合は事後速やかに手続を行なう。

### 介護休暇に関する手続

介護休暇は職員が、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（要介護者）の介護をするための休暇で、連続6月の期間内で必要と認められる期間とることが出来る。

単位は1日又は1時間。1時間を単位とする介護休暇は1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内。

1. あらかじめ介護休暇簿に記入し、職員の場合は校長に、校長の場合は教育長に届け出る。
2. 休暇報告書 → 学校教育課  
添付書類 証明書（診断書等）  
介護休暇簿の写し（校長の場合は原本 学校教育課でコピーし添付）  
勤務時間割振り表  
※ 初めて申請する場合は申請期間が2週間以上あること。
3. 通勤手当休止届（該当者） → 教育事務所
4. 厚生会関係  
諸払込変更願（該当者）

5. 介護休業手当金請求書 → 教育事務所経由で、共済組合へ毎月提出  
 添付書類 介護休業手当金請求にかかる給料の調整に関する証明書（空欄のまま用紙を添付、作成は教育事務所が行ってくれる。）  
 介護休暇簿の写し  
 出勤簿の写し
- ※ 介護休業手当金の支給期間は要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護の日から起算して3ヶ月以内の期間。
  - ※ 介護休業手当金は1日を単位として支給するものなので、半日又は時間単位の場合は支給対象に該当しない。
  - ※ 一括請求した場合、2週間以上で支給対象となるが、介護者が死亡し、結果的に2週間未満となった時も支給対象となる。

6. 介護休業中の給与について

給料及び調整手当については、その勤務しない1時間につき、1時間あたりの給与額を減額する。

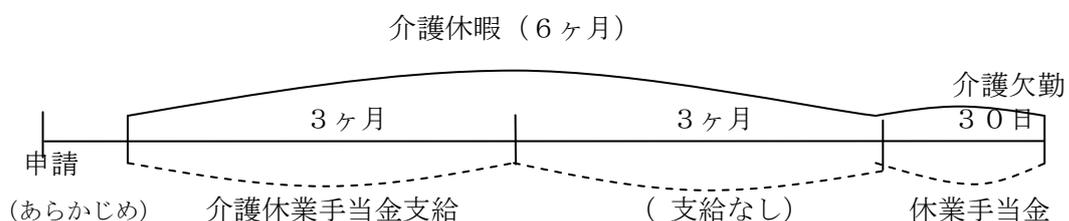
$$1 \text{ 時間あたりの給与額} = \frac{(\text{給料の月額} + \text{給料の月額に対する調整手当の月額}) \times 12}{1 \text{ 週間当りの勤務時間 (40時間)} \times 52}$$

- ※ 介護休暇中も一旦給与は支給される。後日、返納通知書が学校へ届くので、本人へ転送し返納してもらう。

**介護欠勤の手続**

介護休暇期間が6月終了後なお引き続き介護が必要な場合は、介護のために欠勤することができる。日数は6月の介護休暇に引き続き30日とするが、この場合、週休日及び休日は欠勤日数には含めない。

1. 欠勤届に要介護者の範囲及び欠勤の期間及び日数を記入し、介護休暇簿の写を添付の上、校長に届け出る。
2. 職員の欠勤報告（校長の副申） → 学校教育課  
 ※ 様式は学校教育課 齋藤管理主事のところにあるので取り寄せること。  
 添付書類 勤務時間割振り表  
 介護休暇簿の写し
3. 休業手当金請求書 → 教育事務所経由で、共済組合へ提出  
 添付書類 給料の調整に関する証明書（介護休業手当金と同様）  
 特例計算書の写し（教育事務所作成）  
 出勤簿の写し  
 ※ 介護欠勤の間は休業手当金が支給される。



< 事例 >

職員が父親の介護をすることになり、6ヶ月間の介護休暇を申請しました。休暇に入り3ヶ月経った頃、今度は母親の介護も必要になりました。

このケースでは、次のように介護休暇が承認されました。

要介護者が違うため、母親の介護が承認された日から新たに6ヶ月間の介護休暇が取れるのではなく、下記の「国の運用」③から一の要介護が継続している状態であるということで、父親の介護が認定された日から6ヶ月で介護休暇は終了となり、引続き介護しなければならない時はさらに介護欠勤を1ヶ月取ることとなりました。(介護休暇簿は父、母それぞれ必要)

※ 以下、国の運用から

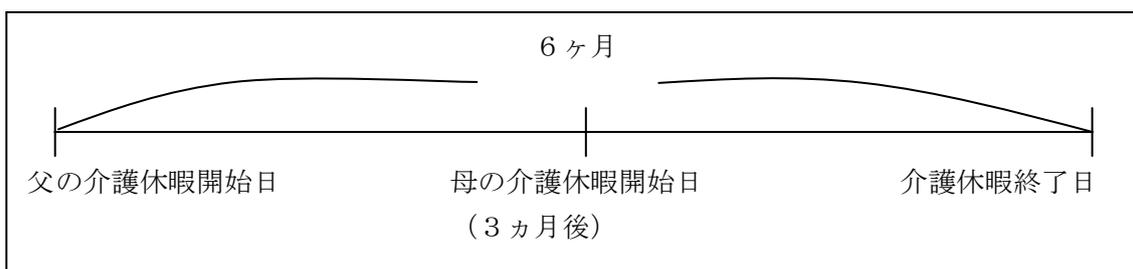
介護を必要とする一の継続する状態

介護を必要とする一の状態とは、要介護者ごとに介護を必要とする一の継続する状態をいいます。

かりに職員が両親と生活を一にしていた場合に、①先ず父親が要介護の状態になり、治癒後、時をずらして母が要介護の状態になった場合には、父及び母について各々の要介護状況が生じたことになる。

次に、②両親が同時に要介護の状態に陥った場合には、要介護者は二人であるが一の介護を要する状態といえる。

さらに、③父が要介護の状態になり、それが継続しているうちに、母が要介護の状態に陥った場合は(事例のケース)、要介護の状態になった時期は父の要介護状態と重なり、結果として、両親を共にして一の要介護の継続する状態ということになる。



- 介護休業手当金は3ヶ月間支給されますが、要介護者各々について支給されるので、この事例の場合、父の介護休業手当金が3ヶ月、母の介護休業手当金が3ヶ月支給されます。
- 介護欠勤に伴う休業手当金は、共済組合では所属所長が必要と認めた期間支給するところがあるが、教育委員会では「介護欠勤の日数が介護休暇に引続き30日」となっているので、休業手当金は30日支給されます。